

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ 新しい保険証を7月末までにお届けします

現在、後期高齢者医療制度の加入者の方には、有効期限が「平成31年(令和元年)7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」「濃いクリーム色(黄色)」をおひとりに1枚ずつお渡ししています。

この有効期限を更新するため、7月末までに市保険年金課から「有効期限 令和2年7月31日」と記載された新しい被保険者証「みどり色」をお届けします。

8月1日以降、期限を過ぎた被保険者証「濃いクリーム色(黄色)」は使えませんので、ご注意ください。

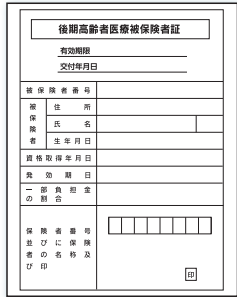
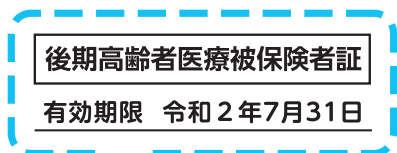
※新しい被保険者証の一部負担金の割合(1割または3割)は、平成30年中の所得に基づき判定しています。

【お問い合わせ先】市保険年金課医療・年金担当
(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX 35・0173

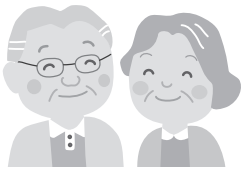
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

a.jp



ご確認ください!

新しい被保険者証[みどり色]の有効期限は**令和2年7月31日**となっています。



7月は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)」(以下、「減額認定証」)または「後期高齢者医療限度額適用認定証(ねずみ色)」(以下、「限度額認定証」)を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

この認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、今月が更新時期になりますので認定証の必要な方は以下に沿って交付申請を行ってください。

「減額認定証」を現在お持ちの方で、今年度市民税非課税世帯の方

更新申請の手続きは必要ありません。7月末までに市保険年金課より「減額認定証」をお届けします。ただし「減額認定証」に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で過去12ヶ月に90日を超える入院をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

「限度額認定証」を現在お持ちの方で、平成30年中の年収が約370～1,160万円(課税所得145～690万円未満)の方

更新申請の手続きは必要ありません。7月末までに市保険年金課より「限度額認定証」をお届けします。

「減額認定証」・「限度額認定証」を現在お持ちでない方で、新たに認定を希望される方

今年度市民税非課税世帯の方は「減額認定証」、平成30年中の年収が約370～1,160万円(課税所得145～690万円未満)の方は「限度額認定証」の交付が可能です。希望される方は、交付申請の手続きをしてください。

※「限度額認定証」の交付を受けていない場合でも、後日、上限額を超えて支払った医療費を払い戻すための申請をすることは可能です。「限度額認定証」の交付申請の際は、上限額を確認し、必要に応じて手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証(原本)
- ・はんこ
- ・「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「通知カード」と「顔写真入りの本人確認書類(運転免許証など)1点」
- ※顔写真のない本人確認書類の場合は、「通知カード」と「後期高齢者医療被保険者証(原本)」のほかに「1点(年金手帳など)」が必要です。
- ※代理で手続きする場合は、被保険者本人の「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「通知カード」と「代理人の顔写真入りの本人確認書類(運転免許証など)1点」または「代理人の顔写真のない本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)2点」が必要です。

【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課医療・年金担当(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp